

水道局からのお願い・お知らせ

転居されるときは、3日前までにご連絡を

- 転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただくことになります。
- 市内間での転居の場合は、ご希望があれば、引き続きこれまでと同じ口座から料金引き落としができます。（転居連絡の際にお申込みください。）
- インターネットから、24時間いつでも水道（下水道）の使用開始、中止のお申込みができます。「鹿児島県電子申請共同運営システム」(<http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima2/>)

※携帯電話からは、右のQRコードをご利用ください。
※転居の3日前を過ぎていたり、使用中止の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。



業務受託者【ヴェオリア・ジェネッツ(株)
(直通) TEL: 812-6171】
【水道局 (代表) TEL: 257-7111】

宅内排水管の点検・清掃の悪質な訪問営業にご注意ください

「調査・点検などと称して、宅地内の排水管を調査して『管が汚れている』と言って清掃等をしつこく勧める不審な業者が来た」との情報が寄せられています。
宅地内の排水管の管理につきましては次のことをご理解の上、対応していただきますようお願いいたします。

1. 宅地内の排水管は個人の財産ですので、使用者等が管理する必要があります。
2. 水道局が業者に依頼して、宅地内の排水管を調査・点検することはありません。
3. 排水管が汚れていても、特に排水に支障がなければすぐに清掃が必要になるとは限りません。
4. もし清掃を頼まれるときも、その場ですぐに契約をせず、他の業者からも見積りをとるなど、十分に検討されることをお勧めします。



【給排水設備課 TEL: 213-8522】

公共下水道を計画的に整備します～主な整備予定地区のご紹介～

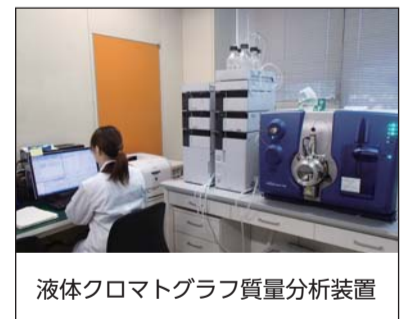
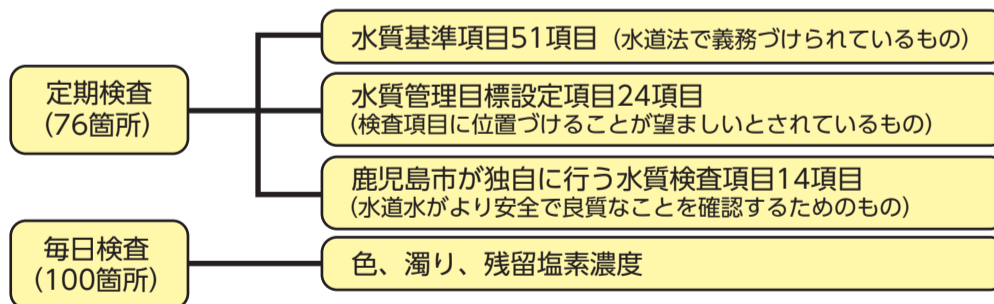
- 水道局では、昭和27年に公共下水道事業に着手して以来、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図るため、市街化区域を対象に計画的に整備しています。
 - 平成27年度末の整備状況は、処理区域内人口477,900人、行政区域内人口に対する普及率は79.2%となっています。
 - 現在は、清和地区と吉野地区において整備を進めています。
 - 整備にあたっては地元説明会等を実施し、その翌年度以降に工事を行っています。
 - 28年7月に吉野町西菖蒲谷、帯迫付近の市民の方を対象に地元説明会を開催し、工事内容や必要な手続き等について説明しました。
- ※詳しい位置や下水道の整備については、お問い合わせください。



【下水道建設課 TEL: 213-8538】

安心・安全でおいしい水をお届けするために～水質検査計画のお知らせ～

- 水道局では、水道水を安心して飲んでいただくため、水道法に基づく検査によって定期的に安全性を確認しています。
- 浄水場や水源地の配水系統ごとの検査地点76箇所で、定期検査を実施するとともに、必要が生じた場合には、臨時の水質検査を実施します。



液体クロマトグラフ質量分析装置

※検査計画の詳細については、水道局ホームページでも公表しています。

【配水管理課 TEL: 238-2555】

広告主募集中

水道局では、「使用水量等のお知らせ」(検針票)の裏面と水道局ホームページのバナー広告欄の広告を募集しています。
詳しくは、水道局ホームページをご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

【バナー広告に関すること 経営管理課 TEL: 213-8507】
【「使用水量等のお知らせ」に関すること 営業課 TEL: 213-8514】

水道料金・下水道使用料の納付は安心便利な口座振替をご利用ください

【営業課TEL: 213-8514・8515】【収納課TEL: 213-8518】